

■なくそう職場の差別、つかもう闘いのツール、つくろう地域の共闘■

第3回労働運動研究討論集会の基調（案）

1 はじめに

安倍政権は「戦争ができる国づくり」「世界一企業が活動しやすい国づくり」に向けて、まっしぐらにしかも強権的にすすんでいます。戦後70年の5月3日、よこはま臨海パークに3万人以上を集めて5・3憲法集会が開かれました。いままで別々に集会を開いていた団体が、憲法の最大の危機に際して、戦争、原発、貧困、差別を許さないために一堂に結集したのです。

翁長知事を実現した沖縄は「オール沖縄」で辺野古新基地建設反対、普天間基地閉鎖返還をたたかっています。集团的自衛権行使反対、戦争法案反対のたたかいが総がかりで展開されています。労働法制改悪反対のたたかいでは、「とりもどそう生活時間と安定雇用、許すな雇用破壊！5・14アクション」が連合、全労連、全労協の結集のもとで実現しました。

安倍政権の政策と対決するたたかいが広がりつつあるなかで、労働組合は労働現場からどのような運動をつくりあげていかなければならないのか、労運研はどのような役割を果たしていくべきなのか、この第3回労働運動研究討論集会で真剣に議論しましょう。

2 最近の情勢の特徴

- (1) 昨年12月14日に投票が行われた衆議院議員選挙で自民党と公明党の与党が3分の2を上回る議席を獲得し、安倍政権は2018年までの長期政権の基盤を確保しました。安倍首相は、2017年4月に消費税率を10%に再引き上げすることにしましたが、消費税率引き上げ延期はアベノミクスが順調に機能していないことの証左です。しかし、安倍首相はアベノミクスが支持されたとし、引き続き金融緩和、公共投資拡大、成長戦略の経済政策を進化させようとしています。また、国民から全権を委任されたとして、安倍政権批判は報道の中立を冒すものであるとマスコミを恫喝し、原発再稼働、辺野古新基地建設、集团的自衛権行使のための法整備、労働法制改悪、社会保障の引き下げを行い、2017年には9条の憲法改悪を実施しようとする目論みながら暴走を続けています。
- (2) 安倍政権が国会に提出した「平和安全法制」は、自衛隊が他国の軍隊とともに世界のいかなる場所でも戦闘行為ができるようにする「戦争法制」です。平時から始まり、日本の平和と安全に対する脅威、日本への武力攻撃、さらに日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動まで、まさに切れ目のない安全保障体制をつくりあげようとしています。新ガイドライン（日米防衛協力指針）に「日本政府は、中央

政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」と書かれているように、自衛隊員が戦争するために海外に出かけていくだけでなく、公務員、民間労働者にも戦争協力を強制しようとしています。秘密保護法制定、集団的自衛権行使容認の閣議決定、さらには、4月28日に合意された日米防衛協力指針改定の一連の流れのなかで、安倍政権は日本を平和国家から「戦争のできる国」へと事実上の憲法改悪を実施し、日米安保体制をグローバルな日米軍事同盟に大転換させました。

- (3) 安倍政権の「世界一企業が活動しやすい国づくり」のもとで労働法制の改悪が進行しています。臨時的・一時的労働であった派遣労働者を常時使えるにする労働者派遣法改正案が、国会に上程されています。また、労働時間規制の適用除外とする「高度プロフェッショナル人材」や裁量労働制の拡大などの労働基準法改正案も国会上程されました。さらに解雇の金銭解決も検討されています。このように長期雇用者を主軸とした雇用政策から、使用者が自由に労働者の雇用、配置を行えるようにし、気に入らない者をいつでも解雇できる有期雇用労働者を主軸とした労務管理体制がつくられようとしています。
- (4) 2015年1～3月期の国内総生産は、年率換算で2.4%と2期連続でプラス成長になりました。住宅投資と民間企業の設備投資がプラスに転じたが、個人消費は伸び悩んでおり、景気回復は力強いものではありません。一方、東京株式市場の日経平均株価は、大企業を中心に賃上げの動きが広がるとの期待感から3月12日には一時19,000円を回復し、4月10日には20,000円台に乗せました。アベノミクスの成否である「デフレからの脱却」すなわち「実質賃金の上昇」に注目が集まっていますが、実際は年金運用資金などを導入して株価を吊り上げ、賃上げによって景気回復ができたと演出しようとしています。毎月勤労統計によると、3月の現金給与総額は前年同月より0.1%多い274,924円でしたが、実質賃金は2.6%マイナスとなり、23カ月連続してマイナスでした。
- (5) 日本では、1997年以降、労働者の賃金が下がり続けています。年収200万円以下の労働者が8年連続して1000万人を超え、2013年度には1120万人になっています。2000年代前半は戦後最長の好景気だったわけですが、このように貧困が増大した原因は、1990年代のはじめにバブルが崩壊して以降、非正規労働者を拡大する雇用政策がすすめられたことにほかなりません。
- (6) 安倍政権が推し進める「戦争ができる国づくり」「世界一企業が活動しやすい国づくり」はメダルの裏表であり、一体のものとして捉えなければなりません。小泉時代の「軍事大国化」と「規制改革」との違いは、小泉時代がデフレ政策であったのと異なり、安倍政権はインフレ・円安政策によってリーマンショック後の資本主義の生き残りの図ろうとしています。
- (7) 安倍首相が「取り戻そうとしている日本」や「戦後レジュームからの脱却」がめざ

す社会は、たそがれのアメリカとの日米同盟を強化し、産軍複合企業を基軸産業に据えて、職場や地域で「沈黙を強制」し、貧困にあえぐ若者を兵役願望へと駆り立てる社会です。今後、さらなる防衛費の急増、社会保障費の削減、消費税率の引き上げへと向かうことになるでしょう。

3 労働運動の最近の特徴

- (1) 連合は、昨年5年ぶりに1%以上のベースアップ要求を掲げました。春闘60年にあたる15春闘は2%以上のベースアップ要求を掲げ、「底上げ・底支え」「格差是正」に取り組み、「デフレからの脱却」をはかるたたかいと位置づけました。連合が5月13日に発表した回答集計によると、6、710円（2.28%）であり、昨年比607円増、0.17ポイント増でした。大手組合を中心に、昨年を上回る賃上げ回答になっていますが、果たして完全なベースアップなのか。月例賃金重視といているので、手当てを含むものなのか精査しなければなりません。賃上げが、使用者による労働者の分断と使用者の職場支配力の強化に繋がっているのではないかと冷静に分析する必要があるからです。
- (2) 昨年はコンビニチェーン店の正社員の賃上げが話題になりましたが、今年は非正規労働者の賃上げがはじめて報じられるなど、賃上げが中小企業労働者、非正規労働者に広がっているように印象付けられています。しかし、組織された非正規労働者はごく少数であり、非正規労働者全体の賃上げがすすんだとは言えません。労働者間の格差は拡大しているのではないかと危惧せざるを得ません。
- (3) 要求を提出する組合が増えたといわれますが、それでも連合の要求提出率は72.4%、国民春闘共闘は58.4%です。ストライキもほとんどなくなりました。スト権確立組合の率は国民春闘共闘で48.3%であり、連合の場合はさらに低いとおもわれます。ストを背景にしてこそ初めて対等な労使交渉ができるわけですが、スト権を確立しない、確立できない労働組合が増えていることが問題です。このような中で、郵政産業ユニオン、メトロコマースなどがストライキをたたかいました。コミュニティー・ユニオン全国ネットの最賃引き上げを求める全国同時アクション、時給15ドルキャンペーンなど、非正規労働者が立ち上がるたたかいが広がっています。
- (4) 安倍首相は、昨年も開催した「経済の好循環に向けた政労使会議」を今年も開催し、財界に賃上げを要請しました。政労使会議は、賃金上昇の取り組みとともに賃金体系の見直しなどの取り組みを確認しました。今年の特徴は、4月2日に政労使会議を開催し、安倍首相が、中小企業に対してもあらためて賃上げを要請したことです。中小企業対策としては、昨年は消費税引き上げにともない、引き上げ分を価格転嫁できるように指導がありましたが、今年、政労使会議で中小が原材料費の高騰分を価格に転嫁できるようにすることなどについて合意しました。しかし、これらの

合意が賃上げにどれだけ結びついたか疑問です。

- (5) 注意しなければならないことは、政労使会議や「官製春闘」によって、労働運動の体制内化がより一層すすんだことです。今回の政労使会議は、1970年後半に政府が賃上げを抑制して物価を安定させようとした所得政策と異なっていますし、2000年代に連合と日本経団連がワークシェアリングなどの雇用対策を合意し、政府にも確認させた政労使合意とも異なっています。政府が賃金水準を決め、賃金体系を見直すように迫っているのです。日本の労働運動は、階級的労使関係あるいは対等な労使関係から協調的労使関係に代わり、今や「国際競争力強化」のため、「国益」のために産業報国会的な労使一体の社会構造がつくられようとしています。それは、労働法制の改悪にみられるように、有期雇用労働者を内部労働力として管理する新たな日本的労務管理方式に取り込むことであり、大企業はもとより中小企業も取り込まれつつあることです。
- (6) 問題はこのような状況に対して、労働組合が真正面からたたかえていないことです。安倍政権の個別政策については反対が多いにも拘わらず、安倍内閣の支持率がいまだに高い水準を維持できているのは、アベノミクスに期待する国民が多いからです。しかし、アベノミクスによって労働者の生活が良くなることはありません。儲かるのは大企業であり、労働者の生活が良くなるといっても一部大企業労働者のみであり、大多数の労働者の生活は苦しくなっています。貧困が増大し、格差は拡大していることは世界的傾向です。大企業の利益がいずれは中小企業や非正規労働者に及んでくるという「トリクルダウン」はありません。
- (7) 労働条件の引き上げは、安倍首相が行ってくれるものではありません。中小企業労働者や非正規労働者は、自らのたたかいによってしか、労働者としての権利と生活できる労働条件を勝ち取ることはできないのです。その意味では、経済整合性論や生産性基準原理などによる統計数字をもてあそぶのではなく、まさに労働者の生計費を大切に生活実感にもとづく賃金闘争を重視する必要があります。同時に、たたかうことができる権利の保障と環境整備が必要です。ロサンゼルス市議会が、最低賃金を2020年までに15ドルに引き上げることを可決しましたが、多くの国で最低賃金の引き上げが実施されている背景には、競争力を強化しようとするあまり低賃金で働く労働者を多く生み出した結果、その生活水準を引き上げなければ社会が崩れてしまう危機感があるからです。

4 3回目を迎えた労働運動研究討論集会

- (1) 私たちは、危機的な状況にある日本の労働組合運動を立て直そうと、2013年4月には「正規・非正規の連帯で、原発も貧困もない平和な社会を切り開こう」をスローガンに133名を集めて第1回労働運動研究討論集会を開催しました。2014年4月には「格差と貧困・戦争への道と闘う協力と共同を」をスローガンに11

2名を集めて、第2回労働運動研究討論集会を開催しました。その基調は、新自由主義にもとづく規制緩和政策に対決する労働運動をつくる、憲法が保障している労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を行使して、たたかう労働組合運動を再建することでした。

- (2) 討論集会においては、現在の日本の労働運動をめぐる情勢の特徴について、①貧困の増大、格差の拡大が続いている、②非正規労働者が雇用労働者の4割を占め、正規労働者と利害が対立する関係になっている、③最大のナショナルセンターである連合が、消費税引き上げ、集团的自衛権の合憲化、原発の再稼働・輸出、TPP参加に反対できず、自公政権に擦り寄る傾向を示している、④運動経験豊富な団塊の世代が退職し、運動の継承、活動家の育成が図られていない、ことなどを指摘してきました。
- (3) 第1回討論集会では労働運動をめぐる危機感についての共有が、第2回討論集会では各労働組合の民間委託や非正規労働者の状況についての共有ができました。私たちは、新自由主義にもとづく規制緩和によって労働者の働き方と生活がどのように変化したのか、なぜ労働組合運動がたたかえなくなったのかを解明し、個々の地域や産別で頑張っている活動家が共同して連帯を見いだせるように、たたかひの展望をもった情報交換を行い、実践に役立つ研究活動を行うこととし、労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）を継続することにしました。
- (4) 昨年7月からは「労運研レポート」を毎月発行してきました。また、研究会を開催してきました。昨年8月の第1回研究会は労働契約法20条の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を活用した有期雇用労働者の格差待遇の是正について、今年1月の第2回研究会は公契約条約の最低価格制限を活用した最低賃金の引き上げについて、4月の第3回研究会は地公法適用労働者と労組法適用労働者を組織している混合組合について研究してきました。研究会の開催にあたって意識したことは、民間労働者と公務労働者、また正規労働者と非正規労働者とが一緒にたたかえる共通の課題について学習し、共同のたたかひをつくり上げていくことでした。
- (5) 第3回討論集会は、すでに2000万人を超え、労働者の4割を占める非正規労働者のたたかひをつくるために、非正規労働者と正規労働者、そして民間労働者と公務労働者の一体となつてたたかえる課題と運動について検討してみたいと思います。また、安倍政権がすすめている政策と対決し、戦争、原発、貧困、差別をなくし、安倍政権を打倒していく運動をしなければなりません。私たちは、労働運動の実践的な研究団体として、知識と運動の経験交流を通して、日本の労働運動をしっかり立て直していきたいと思ひます。

5 労運研のこれからの取り組み

(1) 労働者の尊厳とたたかいを取り戻そう

- ① 使用者の職場支配が隅々にまで張り巡らされている状況において、労働者の戦闘性をたかめるために重要なことは、労使関係は対等なものであること、現場の状況を一番理解しているのは労働者であり労働者の意見を無視した労働はありえないことを労働者の意識としてはっきり自覚することです。非正規労働者になったのは「自己責任」であると思いこみ、どのような指揮命令も受け入れなければならないと考える「奴隷根性」を捨てること、企業の利益がなければ労働条件は向上しないと思いこむ「雇われ者根性」を捨てることです。「社会の主人公は労働者である」と自信をもって「働く権利」を主張していくことです。
- ② 労働者が声を上げれば、差別をされる、契約を更新されないという不安が拭い去れません。ストライキをすれば、他社に仕事を取られると思いストライキもできません。このような労働者がおかれている現状を克服するためには、労働者の強固な連帯、強靱な指導力、巧妙な戦術が求められます。労働組合がその努力を放棄し、現状に甘んじたままで「闘おう」を叫んでみても、状況を変革する力にはなりません。
- ③ 戦争、原発、貧困、差別をなくすたたかいをすすめるにあたって克服しなければならない課題は、差別であり、雇用の問題です。日本の労働組合は、「基地がなくなれば、基地労働者が失業し、地域が疲弊する」「原発がなくなれば、原発労働者が失業し、地域経済が打撃を受ける」「軍需産業がなくなれば多くの労働者が失業し、日本経済が衰退する」などといって、基地反対、原発反対、軍需産業反対を明確にしない場合が多々ありました。基地や原発や軍需産業がなくても活力ある社会をつくれるという展望をもたなければ、軍需産業や戦争で儲けようという政治家や資本家と対決することはできません。自らの雇用と労働条件の安定をまもるために、新たな貧困と差別を生み出すことがないように、平和、環境が守られる共生社会を見据えながら、労働現場からたたかいをすすめる必要があります。

(2) 「非正規労働者のためのユニオンキャンペーン」(仮称)

- ① 非正規労働者が労働組合を結成し、あるいは労働組合に結集してたたかうことができるように呼びかけ、その可能性を示していく運動を仮に「非正規労働者のためのユニオンキャンペーン」と呼ぶことにします。
- ② 今後、格差はますます拡大していくと考えられます。貧困をなくし、格差を是正していくことが労働運動の喫緊の課題です。非正規労働者が自ら立ち上がり、個別救済で終わることなく、労働組合結成に結びつけ、集団的労使関係をつくっていくことが重要です。それは、非正規労働者に「正規労働者になりなさい」と呼びかけることではなく、非正規労働者が労働者としての尊厳を持って働き、当たり前の生活できるようにしていくために、民間労働者と公務労働者、また正規労働者と非正規労働者との一緒にたたかえる共通の課題について学習し、共同のたたかいをつくり

上げていくことを意識し、非正規労働者の団結を促すようにします。

- ③ キャンペーンは、16春闘でひとつの底流となるよう、研究会を重ねるとともに、協力してもらえる団体、例えば、地域労働団体、労働NPO、労働メディア、日本労働弁護団、反貧困ネットワークなどとの連携をつくり、それぞれの立場からキャンペーンに協力した取り組みを行うようにします

(3) 労働組合の活性化

- ① 韓国の民主労総は4月24日、安易な解雇・公務員年金の改悪阻止、最低賃金引き上げ・全労働者の労働基本権の保障獲得を掲げてゼネストを決行しました。民主労総は、企業別労働組合から産別労働組合への転換、正規労働者だけでなく非正規労働者の組織化などの組織整備をすすめてきました。簡潔にまとめた要求を掲げて、財閥優遇反対、労働者・庶民の救済ゼネストを組織し、闘争を通じて組織を強く大きくして、朴政権と対決していこうとする姿は、日本の労働運動にとっても参考になります。
- ② 労働組合運動は、幹部闘争ではなく大衆闘争です。戦争反対闘争にしても、原発反対闘争にしても、職場からのたたかひの組織化が重要です。安全保障法制が自分の職場とどのように関係するのか、放射能汚染が自分の仕事とどのような影響があるのか、日常的に点検する必要があります。
- ③ 非正規労働者とともにたたかうためには、企業を超えた運動と組織をつくりあげることが必要です。そのために、自らが獲得してきた労働条件の根拠や算出方法を再検討し、組織的にも組合員の範囲、労働協約の適用範囲、組合員にたいする労働法規の適用状況などについて見直すとともに、非正規労働者との関係をどうつくるのかを検討することが、労働組合に求められています。さらに、非正規労働者との連帯を産業・業種において、地域においてどう可能にするのかという方策を探ることです。たとえば、この間の研究会で勉強してきた労働契約法20条、公契約条例、混合組合の課題を実践においてどのように活かしていくのか検討します。
- ④ そして現場の労働者の意見が反映される労働組合の民主的運営を保障することです。職場討論を活発にし、少数意見を大切にす労働組合の組織運営を実現することが重要です。
- ⑤ 若い組合活動家を育成するには、組合内だけでなく積極的に地域や産業別の運動に参加すること、多くの経験を積むようにすることが役に立ちます。

(4) 共闘の強化と情報交換

- ① 既存の労働法規の枠内の発想を超えて、また、既存のナショナルセンターの枠組みを超えてたたかひていかなければなりません。そのために、民間労働者と公務労働者、また正規労働者と非正規労働者とが一緒にたたかひえる共通の課題について学習し、共同のたたかひをつくり上げていきます。
- ② その具体的課題と取り組み方法を共有し、連携を取りながら運動をつくりあげてい

くことができるように、実践的な研究をおこなうとともに、各産別、各地のたたかいの交流・情報交換をめざしていきます。

(5) 労運研の活動

- ① 労働運動研究討論集会を毎年開催します。来年4月に第4回労働運動研究討論集会を開催することにし、第3回討論集会の総括会議を7月18日に開催します。10月12日、13日には合宿を行い、12月には第4回討論集会の第1回実行委員会を開催します。
- ② 引き続き研究会を開催します。テーマとしては、最低賃金の引き上げ、民営化との対抗策、職場差別の解消策、産別労働運動、地域労働運動などを取り上げます。この研究会を地方の人たちとも共有できるような報告の方法について検討します。
- ③ 無料のメールマガジン「労運研レポート」を毎月発行します。非正規労働者のたたかいを積極的に取り上げ、各地の労働者のたたかいの情報交換を図っていきます。特にたたかいの現場からの投稿を掲載するため方策について検討し、紙ベースの「労働情報」やインターネットの「レイバーネット」との違いを意識して、メールマガジンとしての位置づけを模索していきます。
- ④ 労運研のホームページ (<http://www.rounken.org/>) を充実し、たたかいの情報交換ができるようにします。
- ⑤ 地方においても労運研の活動を広めます。具体的には、労運研の賛同人の有志による学習会や討論会をおこなうようにします。
- ⑥ 労運研の財政は、賛同人、賛同団体の拠出によって支えられていますが、労運研の会計は現在赤字であり、呼びかけ人の献身的協力で維持されている現状です。労働運動研究討論集会の賛同人、賛同団体を広く募るとともに、積極的なオルグ活動をお願いします。賛同人は、年間1口2,000円(ワーキング・プアー免除あり)、賛同団体年間1口5,000円とします。また、会計年度は討論集会から来年度の討論集会とします。

以 上